

ニュースポーツ・eスポーツ用具貸出要項

1 目的

この要項は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が所有するニュースポーツ・eスポーツ用具の有効活用を図り、高齢者の健康づくり、仲間づくりなど地域社会への参加促進を目的に実施する事業への貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

- ① 茨城県社会福祉協議会
水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館
- ② 日立市社会福祉協議会
日立市会瀬町4-9-13 福祉プラザ内
- ③ 行方市社会福祉協議会
行方市玉造甲478-1 地域包括支援センター内
- ④ 土浦市社会福祉協議会
土浦市大和町9-2 土浦市総合福祉会館内
- ⑤ 下妻市福祉センター砂沼荘
下妻市下木戸493-6
- ⑥ 坂東市社会福祉協議会
坂東市山2721 猿島福祉センター「ほほえみ」

3 貸出対象

原則として高齢者の団体・グループ・サークル、高齢者との交流を目的とした行事を主催する団体とし、個人の利用は認めないものとする。

ただし、県社協が特に認める場合は、この限りではない。

4 貸出期間

使用日を含む5日以内とする。

但し、貸出機関が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

5 貸出用具の種類等

貸出しするニュースポーツ・eスポーツ用具は（別表1）のとおりとする。

6 登録

貸出を希望する団体は、貸出を希望する日までに用具貸出登録申請書（様式1号）を貸出機関に申請しなければならない。

7 貸出方法等

ニュースポーツ・eスポーツ用具の貸出を希望する団体は、あらかじめ貸出機関と貸出日を調整のうえ、用具借用申請書（様式2号）を提出し、貸出機関の許可を受けるものとする。

借用者が用具を返却する場合は、貸出機関の確認を受けることとする。

8 貸出実績の報告

各貸出機関は、用具貸出実績報告書（様式3号）により年度末に県社協へ実績報告を行うものとする。

9 弁償

申請者は、貸出用具を亡失し、又は損傷したときは、同一の用具またはこれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は県社協が別に定める。